

とちぎししゅわげんごじょうれい 栃木市手話言語条例

げんごは、おたがいの意思疎通を図り、ちしきたくわぶんかそうぞううえふかけつ
言語は、お互いの意思疎通を図り、知識を蓄え文化を創造する上で不可欠
なものであり、じんるいはつてんおおきよ
なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

しゅわは、しゅしからだうごひょうじょうつかひょうげんしかくてきげんご
手話は、手指や体の動き、表情を使って表現される視覚的言語であり、
にほんごとは異なる独自の体系を有する言語として、ろう者が知識を蓄え、
ぶんかそうぞううつたいせつはぐく
文化を創造するために受け継ぎ、大切に育んできたものです。

とちぎしには、きょういくれいめいきめいじきしょうわしよきしや
栃木市には、ろう教育黎明期である明治期から昭和初期に、ろう者であり
ながら率先して学び、その後教師としてろう教育に情熱を傾けた先達がお
りました。また、きょういくいっせんしりぞかいがとおちいきじゅうみん
また、教育の一線を退いてからも、絵画を通して地域の住民や
がっこうこうりゅうちいきじゅうみんたがおもきょうせいどじょうはぐく
学校と交流し、地域住民が互いを思いやり共生していくための土壌を育ん
でこられました。

ふこうしょうわしよきじだいしゅわしやうせいやくしゅわ
不幸にも昭和初期の時代に手話を使用することに制約があり、また、手話
をしようできるかんきょうじゅうぶんとのきょういくれきし
を使用できる環境も十分に整えられてこなかったろう教育の歴史があり
ます。

こうしたなかへいせいねんこくさいれんごうしょうがいしゃけんりかんじょうやくさいたく
こうした中、平成18年の国際連合での障害者の権利に関する条約の採択
および平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正により、
しゅわげんごあきひろしみんにんしき
「手話が言語である」ことが明らかにされましたが、広く市民にその認識が
きょうゆう
共有されているとはいえない状況にあります。

ここにわたしは、しゅわげんごにんしきもとしゅわりかいひろ
ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広が
りをもって、しみんひとりおもともささあきもちたいせつ
りをもって、市民一人ひとりが、思いやりや共に支え合う気持ちを大切にし
たきょうせいしゃかいじつげんじょうれいせいいてい
た共生社会を実現できるよう、この条例を制定します。

もくてき (目的)

だい1じょう
第1条 この条例は、しゅわげんごにんしきもとしゅわたい
この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する

理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）が手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、かつ、その権利が尊重されなければならないことを前提とし、全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を計画的に実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策に協力するとともに、自らも手話に対する理解を深め、ろう者が手話を利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の実施)

第5条 市は、ろう者に対して、手話による対応をすることができるよう、手話通訳者及び情報通信技術を活用した機器の設置等に努めるものとする。

る。

- 2 市長は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の実施に
関し、必要があると認めるときは、ろう者、障がい関係団体その他の関係者
の意見を聴くものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

- 2 市長は、この条例の施行後6年を目途として、この条例の施行状況に
ついて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要
の見直しを行うものとする。